

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年8月25日～ 令和9年8月24日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・1人以上の取得をめざす。

女性社員・・・取得率を70%以上にする

<対策>

- 令和4年8月～ 全従業員に制度説明について、研修を行う。
- 令和4年8月～ 育児休業に関する相談窓口を設置。
- 令和4年9月～ 対象者が取得しやすいように広報活動を行う。